

凍結保存物の保管期限と、次回更新のご案内

この用紙は、次回の更新まで大切に保管をお願いします

今回(凍結・更新)した凍結保存物の、

凍結保管期限は、平成 年 月 日までです。

お手続きの受付期間は、更新期限の3ヶ月前から期限当日までとなります

★ご注意★

凍結保存期限を経過しますと廃棄のご意思と判断させていただきます。
「凍結保管期限更新」「廃棄」のいずれの場合のいずれもお手続きが必要ですが、特に、遅れての凍結保管期限更新申請は、お受けいたしかねますので、更新をご希望される場合には、忘れずに、必ず期限内に手続きください。

●「凍結保管期限更新」の手続き方法●

次回の更新手続きの方法は、

「郵送(現金書留)」または「窓口での手続き」のいずれかの方法となります。

凍結日から3年後、6年後、9年後…の更新時は、必ずご来院いただき、医師との面談後に窓口でお手続きしていただくことが必要です。今回は上記には該当しませんので、郵送手続きも可能です。

- ①更新料
- | | |
|---------|-------------|
| 卵子、胚 | …42,000 円/年 |
| 精子・精巣組織 | …21,000 円/年 |

★1回の治療周期で凍結した卵子、胚であれば凍結本数にかかわらず同一料金です。

②お手続き方法

郵送(現金書留)によるお手続き

- 「更新料」と「申請書(署名、捺印済み)」の**両方を、現金書留封筒にいっしょに同封して、**当院受付宛に、**現金書留郵便で**郵送して下さい。
- 銀行振り込みやクレジットカード決済はできません。
- 当院到着より、おおむね 10 日以内に、申請書記載のご住所に、普通郵便にて領収書をお送りします。領収書受領をもって、手続き完了となります。(当院より領収書が届かない場合は、お手数でもお電話でお問い合わせをお願いします)

窓口でのお手続き

- 「更新料(クレジットカード可)」と「申請書(保存継続の欄に署名、捺印済み)」を一緒にご持参下さい。 ※クレジットカードは、JCB、AMEX、ダイナースはご利用になれません。
- 窓口にて領収書を発行し、手続き完了となります。
- 火曜日午後、日曜日、年末年始、その他当院休診日のお手続きはできません。

③更新手続きの受付期間

- 継続の手続きの受付期間は、凍結期限3ヶ月前から期限当日までとなります。

④凍結保管期限更新申請にあたってのご注意

- 申請書には、捺印と日付の記入をお忘れなくお願い致します。
- 署名・捺印について:必ずそれぞれご本人が直筆で署名し、ご自身の手により捺印をお願いします。ご自身以外の方が本人の了解なく署名・捺印すると、有印私文書偽造として刑事罰を受けることがあります。(ご本人の署名でないことが疑われる場合、書類を返送し再提出をしていただく場合がございます。)
- ご夫婦で、胚(卵子)と精子(精巣精子)の凍結保存をされている場合は、申請書は、胚(卵子)と精子(精巣精子)の分、それぞれ必要になります。
- 凍結周期が異なる凍結物については、凍結周期ごとに更新手続き、更新料のお支払いが必要となります。
- 更新料と申請書を別々にお受けすることはできません。特に、現金書留封筒内に申請書が同封されていないことがありますので、発送前によくご確認ください。更新料、申請書のどちらか一方が不足している場合、手続き未完了となり、継続申請を放棄したものとし、廃棄とさせていただきますのでご了承下さい。
- 原則として期限を過ぎての手続きはお受け致しかねますのでご注意ください。期限を過ぎた場合に、「まだ凍結物は廃棄されず残っているか」などの個別のお問い合わせにはお答えいたしかねます。期限内に凍結保管期限更新手続きが完了せず、すでに凍結物が廃棄処理済であった場合の異議申し立ては一切受け付けません。
- 申請書を紛失された場合には、当院のホームページよりダウンロードして下さい。ダウンロードができない場合は、当院へご連絡下さい。
- 凍結胚の場合で、ご夫婦が離婚、あるいはご夫婦のうちどちらか一方が死亡した場合は、凍結胚の保管継続はできません。
- 凍結期限と治療予定周期が近い場合、凍結期限を過ぎる前に一度来院の上ご相談下さい。(凍結期限や治療に関するご相談は来院してのご相談のみとなります)

⑤震災時、停電時等の対応について

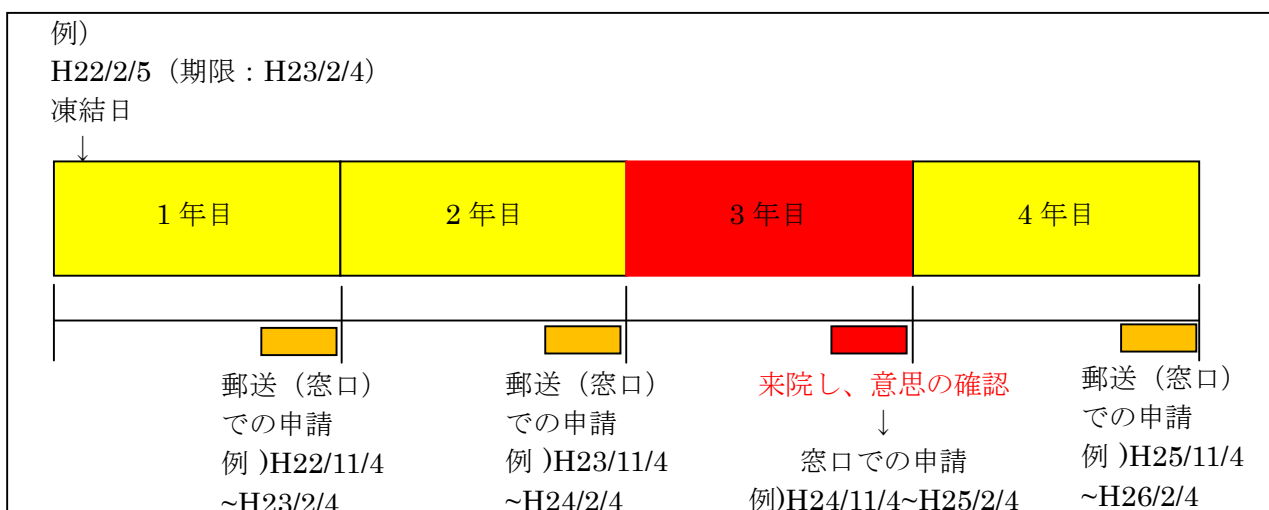
- 凍結物は液体窒素で満たしてある頑丈なタンクで保管しており、さらに、タンクの周囲には衝撃緩衝材を置き、容器の破損防止のための策をとっております。また、タンクの維持には電力を必要としないため、停電時でも、容器の破損がなければ安全に保管継続できている可能性が高いと考えられます。
- ただし、容器の破損がない場合でも、全ての凍結物が無事であるかどうかは不明ですが、実際に凍結物が生存しているかどうかは、最終的には、その凍結物を融解しなければ確認することは出来ません。なお、一度融解した凍結物を再度凍結することによる卵子、胚、精子への影響(生存性の低下)を考慮し、治療周期以外での融解作業および生存性の確認は行いませんので、あらかじめご了承下さい(特に凍結していた精子の融解後の再凍結は生存性を著しく低下させ、受精率の低下につながります)。
- 震災が起こった場合の具体的な状況については、当院ホームページ上にて近況を掲載する場合がありますのでご確認ください。なお、個別の状況の説明や、今後のご相談については、説明の行き違いを避けるため、ご来院いただいで説明となります。お電話、メールでの個別の説明はいたしかねますので、ご了承ください。

⑥免責事項

- 天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当該施設の責任に帰することができない事由で卵子・精子・胚や凍結保存物が損傷もしくは紛失する可能性がある事をご了承ください。これにより卵子・精子・胚が損傷または紛失した場合、患者様の意思に関わらず廃棄となります。
- 不可抗力による卵子、精子、胚の損傷、紛失について、当院は、その責を一切負わないものとします。その場合、凍結までにかかった治療費、凍結料、更新料の返金は致しませんのでご了承ください。

⑦更新日から3年後、6年後、9年後・・・のお手続きについて

- 3年を超えて凍結保存の更新を行う際は、更新から3年目の更新手続き時に、当院に来院して頂き対面にて継続申請の意志を確認後に更新手続きとさせていただきます。その後も3年ごとに来院しての手続きが必要です。具体的なご案内は、該当時にお知らせします。
- 凍結胚の場合は、婚姻関係が継続していることの確認のため、戸籍謄本の提出をお願いしております。



*申請書記入上の注意(「卵(卵子)」と「胚」の違い)

体外受精や顕微授精を行っていない(精子と出会っていない)状態を「卵(卵子)」、体外受精や顕微授精を行って受精した状態を「胚」と呼びます。卵の凍結の場合は奥様のみの署名にて申請出来ますが、胚の場合はご夫婦両方の署名が必要になりますのでご注意ください。

●「凍結保存物廃棄」の手続き方法●

郵送によるお手続き

- 「申請書(廃棄欄に署名、捺印済み)」の当院受付宛に、郵送して下さい。

窓口でのお手続き

- 「申請書(廃棄欄に署名、捺印済み)」をご持参下さい。

凍結保存物の保管期限と、次回更新のご案内

この用紙は、次回の更新まで大切に保管をお願いします

今回更新した凍結保存物の、

凍結保管期限は、平成 年 月 日までです。

お手続きの受付期間は、更新期限の3ヶ月前から期限当日までとなります

★ご注意★

凍結保存期限を経過しますと廃棄のご意思と判断させていただきます。
「凍結保管期限更新」「廃棄」のいずれの場合のいずれもお手続きが必要ですが、特に、遅れての凍結保管期限更新申請は、お受けいたしかねますので、更新をご希望される場合には、忘れずに、必ず期限内に手続きください。

●「凍結保管期限更新」の手続き方法●

次回の更新手続きは、凍結から3（6、9・・・）年目になりますので、ご予約・ご来院いただき、医師と面談をしていただいた上で、「**窓口での手続き**」が必要です。現金書留による郵送手続きはできませんのでご注意ください。

- ①更新料
- | | |
|---------|-------------|
| 卵子、胚 | …42,000 円/年 |
| 精子・精巣組織 | …21,000 円/年 |

★1回の治療周期で凍結した卵子、胚であれば凍結本数にかかわらず同一料金です。

②お手続き方法

窓口でのお手続きのみ

- 医師との面談は、通常の診察予約が必要です。お電話にて予約をお願いします。なお、通常の診察予約枠での面談となりますので、ご予約いただきましても待ち時間がありますのであらかじめご了承ください。（土曜日、祝日は特に混雑し、待ち時間が長くなります。なお、「ふにんセミナー」開催日の午後はキッズルームはご利用いただけません）
- 「更新料」「申請書（保存継続の欄に署名、捺印済み）」を一緒にご持参下さい。
- 凍結物が「受精卵（胚）」の場合は、今回の更新では発行1年以内の「戸籍謄本」の提出が必要です。来院日までにご用意いただき、提出をお願いします。
- 面談後に窓口でのお手続きとなり、領収書を発行し、手続き完了となります。
- 日曜日、年末年始のお手続きはできません。
- 遠方にお住まいの場合でも、必ずご来院が必要です。遠方なので来院が難しいなどの個別のご相談には応じかねます。お手続きは、更新期限の3ヶ月前から可能ですので、3ヶ月の間に来院できるよう、余裕を持ってご予約をお願いします。
- ご夫婦ともに海外在住で一時帰国の目処が立たない場合等は、それが分かった時点で、できるだけ早めにご相談ください。

③更新手続きの受付期間

- 継続の手続きの受付期間は、凍結期限3ヶ月前から期限当日までとなります。

④凍結保管期限更新申請にあたってのご注意

- 申請書には、捺印と日付の記入をお忘れなくお願い致します。
- 署名・捺印について:必ずそれぞれご本人が直筆で署名し、ご自身の手により捺印をお願いします。ご自身以外の方が本人の了解なく署名・捺印すると、有印私文書偽造として刑事罰を受けることがあります。(ご本人の署名でないことが疑われる場合、書類を返送し再提出をしていただく場合がございます。)
- ご夫婦で、胚(卵子)と精子(精巣精子)の凍結保存をされている場合は、申請書は、胚(卵子)と精子(精巣精子)の分、それぞれ必要になります。
- 凍結周期が異なる凍結物については、凍結周期ごとに更新手続き、更新料のお支払いが必要となります。
- 今回のお手続きは、ご予約いただき医師との面談後に窓口でのお手続きのみとなり、現金書留郵便で更新料と申請書をお送りいただいてもお手続き完了とはなりませんので、十分ご注意ください。また、来院の際は必ず更新料と申請書をご持参ください。更新料、申請書のどちらか一方が不足している場合、ご来院いただけない場合は、手続き未完了となり、継続申請を放棄したものとし、廃棄とさせていただきますのでご了承下さい。
- 原則として期限を過ぎてのお手続きはお受け致しかねますのでご注意ください。期限を過ぎた場合に、「まだ凍結物は廃棄されず残っているか」などの個別のお問い合わせにはお答えいたしかねます。期限内に凍結保管期限更新手続きが完了せず、すでに凍結物が廃棄処理済であった場合の異議申し立ては一切受け付けません。
- 申請書を紛失された場合には、当院のホームページよりダウンロードして下さい。ダウンロードができない場合は、当院へご連絡下さい。
- 凍結胚の場合で、ご夫婦が離婚、あるいはご夫婦のうちどちらか一方が死亡した場合は、凍結胚の保管継続はできません。
- 凍結期限と治療予定周期が近い場合、凍結期限を過ぎる前に一度来院の上ご相談下さい。(凍結期限や治療に関するご相談は来院してのご相談のみとなります)

⑤震災時等の対応について

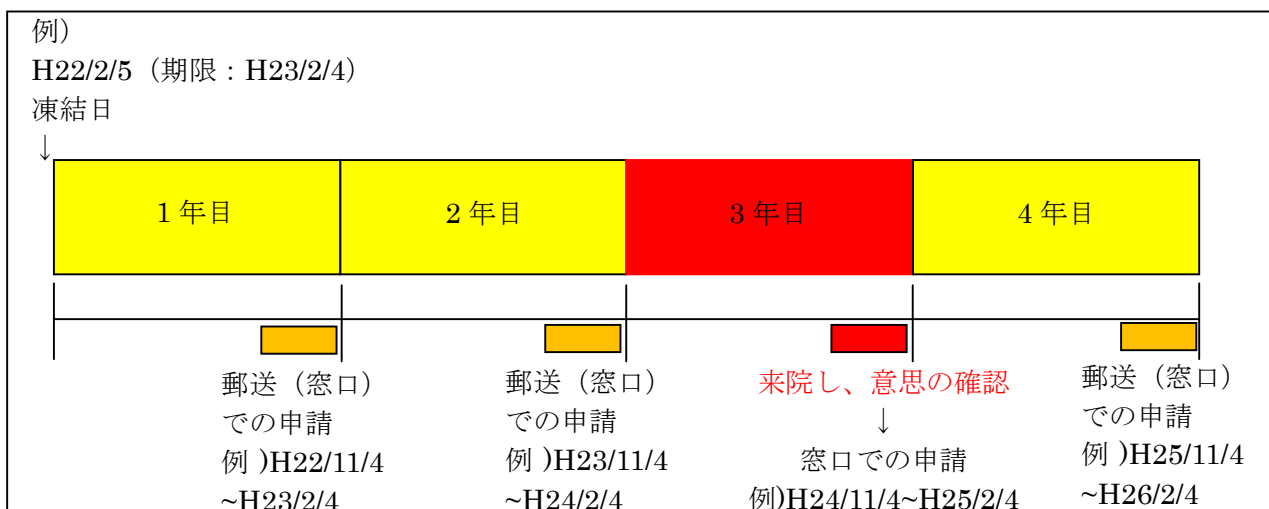
- 凍結物は液体窒素で満たしてある頑丈なタンクで保管しており、またタンクの維持には電力を必要としないため、停電時でも容器の破損がなければ安全に保管できます。さらに、タンクの周囲には衝撃緩衝材を置き、容器の破損防止のための策をとっております。
- 震災が起こった場合の具体的な状況については、当院ホームページ上にて近況を掲載する場合がありますのでご確認ください。なお、個別の状況の説明や、今後のご相談については、説明の行き違いを避けるため、ご来院いただいでの説明となります。お電話、メールでの個別の説明はいたしかねますので、ご了承下さい。
- 生存性の確認は、容器の破損等が見られない場合、融解しなければ確認することは出来ません。しかし、一度融解した凍結物を再度凍結することによる卵子、胚、精子への影響を考慮し、治療周期以外での融解作業および生存性の確認は行いませんのでご了承下さい(特に精子において、融解後の再凍結は生存性を著しく低下させ、受精率の低下につながる可能性があります)。

⑥免責事項

- 天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当該施設の責任に帰することができない事由で卵子・精子・胚や凍結保存物が損傷もしくは紛失する可能性がある事をご了承ください。これにより卵子・精子・胚が損傷または紛失した場合、患者様の意思に関わらず廃棄となります。
- 不可抗力による卵子、精子、胚の損傷、紛失について、当院は、その責を一切負わないものとします。その場合、凍結までにかかった治療費、凍結料、更新料の返金は致しませんのでご了承ください。

⑦更新日から3年後、6年後、9年後・・・のお手続きについて

- 3年を超えて凍結保存の更新を行う際は、更新から3年目の更新手続き時に、当院に来院して頂き対面にて継続申請の意志を確認後に更新手続きとさせていただきます。その後も3年ごとに来院しての手続きが必要です。具体的なご案内は、該当時にお知らせします。
- 凍結胚の場合は、婚姻関係が継続していることの確認のため、戸籍謄本の提出をお願いしております。



*申請書記入上の注意(「卵(卵子)」と「胚」の違い)

体外受精や顕微授精を行っていない(精子と出会っていない)状態を「卵(卵子)」、体外受精や顕微授精を行って受精した状態を「胚」と呼びます。卵の凍結の場合は奥様のみの署名にて申請出来ますが、胚の場合はご夫婦両方の署名が必要になりますのでご注意ください。

●「凍結保存物廃棄」の手続き方法●

郵送によるお手続き

- 「申請書(廃棄の欄に署名、捺印済み)」を当院受付宛に、郵送して下さい。

窓口でのお手続き

- 「申請書(廃棄の欄に署名、捺印済み)」をご持参下さい。

凍結卵に関する申請書

注)体外受精や顕微授精を行っていない卵子を凍結している方のための申請書です。

受精させる操作を行った後の凍結の場合、「凍結胚に関する申請書」にて申請を行ってください。

京野アートクリニックにて平成 年 月に凍結保存し、平成 年 月 日が
保存期限となっている凍結卵に関し、以下の申請を致します。

【廃棄する場合】

*水色の部分を全てご記入下さい。

医療法人社団 レディースクリニック京野
京野アートクリニック 理事長 京野 廣一 殿

凍結卵をすべて廃棄することを望みます。

平成 年 月 日

妻 ID 妻署名 (直筆) 印

住所

電話番号

住所等連絡先に変更があった際はを入れてください。

署名・捺印について：必ずそれぞれご本人が直筆で署名し、ご自身の手により捺印をお願いします。
ご自身以外の方が本人の了解なく署名・捺印すると有印私文書偽造として刑事罰をうけることがあります。

- * 破棄・継続のどちらか1箇所のみサインをして下さい。2箇所にサインがある申請書は無効となり、廃棄処分となりますので、ご注意ください。
- * 患者様の大切な保存物の継続・破棄手続きです。お手数ですがご記入後に再度、確認をお願い致します。

【継続する場合】

*ピンク色の部分を全てご記入下さい。

医療法人社団 レディースクリニック京野
京野アートクリニック 理事長 京野 廣一 殿

凍結卵をすべて保存継続することを望みます。

※凍結本数に関わらず、更新料金は一律になります。

平成 年 月 日

妻 ID 妻署名 (直筆) 印

住所

電話番号

住所等連絡先に変更があった際はを入れてください。

署名・捺印について：必ずそれぞれご本人が直筆で署名し、ご自身の手により捺印をお願いします。
ご自身以外の方が本人の了解なく署名・捺印すると有印私文書偽造として刑事罰をうけることがあります。